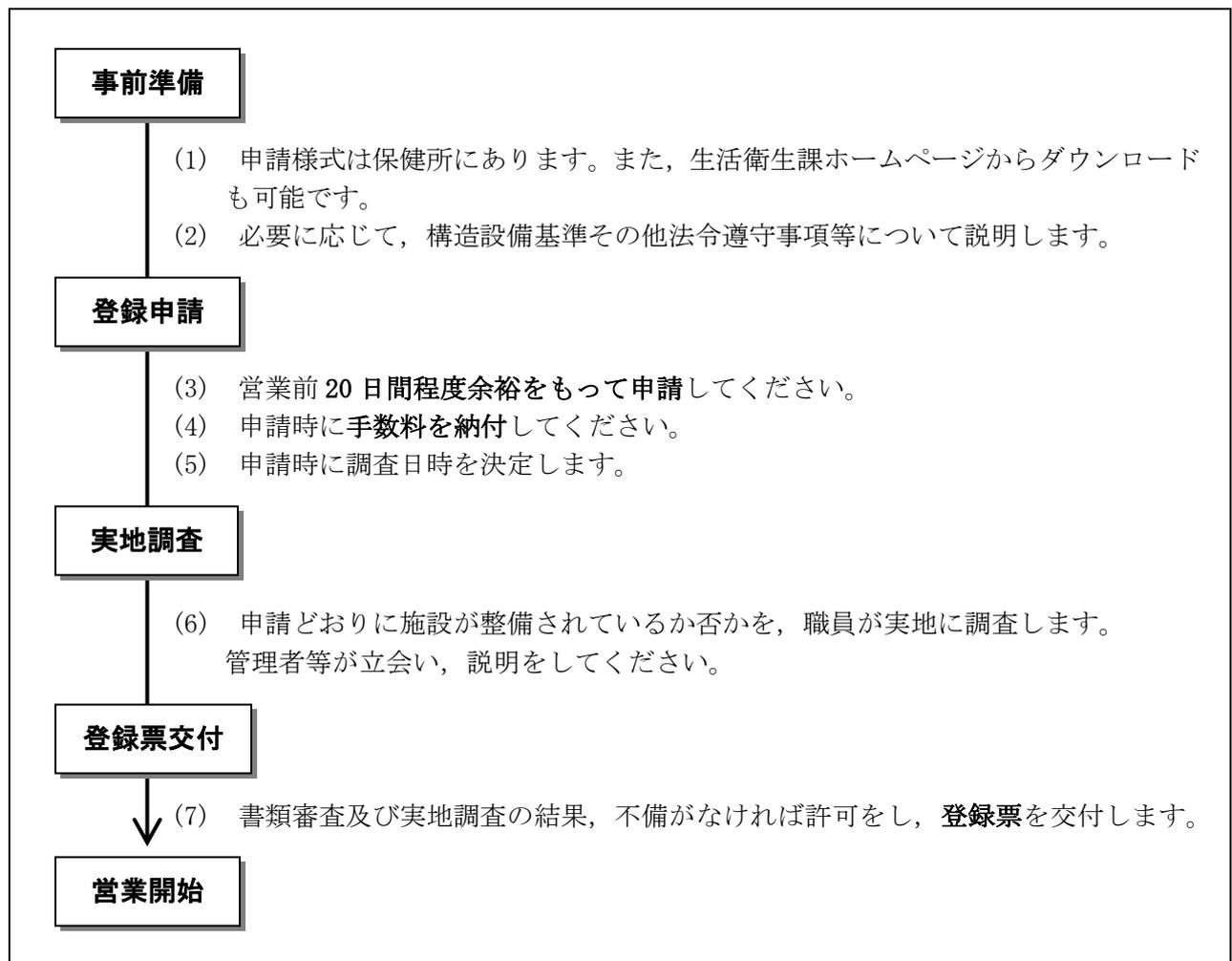


# 毒物劇物販売業登録申請のてびき

倉敷市保健所 生活衛生課環境薬務係  
〒710-0834 倉敷市笹沖 170  
TEL : 086-434-9830  
HP <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/seikatsu-hk/>

## 1 営業までの流れ



## 2 登録申請手数料

15,000 円 (現金で納付してください。)

## 3 申請先 (※郵送による申請は受け付けていません)

倉敷市保健所 生活衛生課 (5 番窓口)  
住所：倉敷市笹沖 170

#### 4 提出書類

書類		記載要領等
登録申請書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標題 該当の種別（一般・農薬用品目・特定品目）を○で囲むこと。</li> <li>・ 備考欄 毒物劇物を直接取り扱わない場合にあつては、「現物非取扱業」と記載すること。</li> </ul>
添付書類	店舗の平面図	以下の事項が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店舗内における貯蔵設備の位置（平面図）</li> <li>・ 貯蔵設備の大きさ（幅、奥行、高さの寸法）及び材質</li> <li>・ 鍵及び「医薬用外毒物劇物」の表示位置</li> </ul>
	登記事項証明書	法人にあつては、登記事項証明書を添付すること。
毒物劇物取扱責任者設置届 （※現物非取扱業の場合は不要）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の種別 毒物劇物一般・農薬用品目・特定品目販売業の別を記載すること。</li> <li>・ 登録番号及び登録年月日 設置届と同時に、登録申請をしている場合にあつては、空欄とすること。</li> <li>・ 毒物劇物取扱責任者の資格 法第8条第1項の何号（1号（薬剤師）、2号（化学修了者）、3号（試験合格者））に該当するかを記載すること。</li> </ul>
添付書類	資格を証する書類	毒物劇物取扱責任者について、資格を証する書類の写しを添付すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬 剤 師：薬剤師免許証</li> <li>・ 化学修了者：卒業証書又は卒業証明書、成績証明書（単位取得証明書）等（※詳細はお問い合わせ下さい。）</li> <li>・ 試験合格者：取扱者試験合格証</li> </ul>
	医師の診断書	毒物劇物取扱責任者について、「精神の機能の障害又は麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者であるかないか」について診断されていること。
	宣誓書	法第8条第2項第4号に該当しない旨、毒物劇物取扱責任者自らが宣誓すること。
	使用関係を証する書類	毒物劇物取扱責任者について、使用関係を証する書類を添付すること。

#### ☆ 毒物劇物の譲渡手続きについて

毒物劇物販売業者は、譲受人から以下の事項を記載し、押印した書面（譲受書）の提供を受けなければ、毒物又は劇物を毒物劇物営業者以外の者に販売し、又は授与してはなりません。

- ① 毒物又は劇物の名称及び数量
- ② 販売又は授与の年月日
- ③ 譲受人の氏名、職業及び住所  
（法人の場合は名称及び主たる事務所の所在地）

毒物及び劇物譲受書		
毒物又は劇物	名称	
	数量	
販売又は授与年月日		
譲受人	氏名	印
	職業	
	住所	
備考		

<見本例>